

Hello Corner News

ハローコーナーニュース



日本語・中文

No. 360

発行:埼玉県上尾市市民協働推進課

s53000@city.ageo.lg.jp

2024年1月

「你好窗口」的服务和「你好消息」的发行都是由上尾市市民协动推进课负责监督管理

還付申告

源泉徴収された所得税が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの所得税が還付されます。この申告を還付申告といいます。還付申告は、過去5年分遡ってできます。

主に次のような場合に還付申告できます。

・年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)

・追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)がある

・一定額以上の医療費を支出した

・一定の要件のマイホームの取得などで住宅ローンがある

申告に必要なもの

- ・給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ・還付金を受け取る口座の通帳(申告者名義)
- ・マイナンバーカード

※マイナンバーカードがない場合は、マイナンバーがわかる書類(通知カードや住民票の写し)と本人確認ができる書類(在留カード、運転免許証など)

- ・扶養している人のマイナンバーがわかるもの
- ・各種控除証明書(生命保険控除証明書や医療費控除の証明書など)

その他申告に必要な書類については、上尾税務署にお問い合わせください。

確定申告会場

とき：2月16日(金)～3月15日(金)
(土日・祝日を除く)
午前9時～午後4時
(受け付けは午前8時30分から)
*2月25日(日)は開設します。

ところ：上尾税務署



退税申请

源泉征收(预扣)の所得税如果超出应该缴纳的所得税金额,通过确定申告手续申请后将会退还超付金额的税金。这种申请称为「還付申告(退税申请)」。还付申告可以追溯过去5年份。

主要在以下情况可以办理还付申告手续。

- ・中途辞职,没有办理年末调整(公司工作的人)。
- ・有追加所得扣除(社会保险费扣除,生命保险费扣除等)。
- ・支付过高额医疗费。
- ・购买住宅,正在支付住宅贷款。

请携带下记物品办理申请手续

- ・工资所得・养老金等源泉征收票(原本)
- ・可以领取退税金的银行账户(申请者名义)
- ・个人编号卡
*如果没有个人编号卡,可以确认个人编号的文件(通知卡或住民票复本)和可以确认本人的文件(在留卡,驾驶执照等)
- ・可以确认抚养者的个人编号的文件
- ・各种扣除证明书(生命保险扣除证明书,医疗费扣除证明书等)

其他申请时需要的文件,请向上尾税务署询问。

确定申告会场

日期:2月16日(星期五)~3月15日(星期五)
(星期六・星期日・假日除外)

上午9点~下午4点(上午8点30分开始分发整理券)

*2月25日(星期日)特别开设。

地点:上尾税务署

进去申告会场时必须要有整理券。在会场当天分发整理券,整理券完了就结束受理申请。通过国税厅LINE正式账户也可以事先接受整理券。

申告会場に入場するには整理券が必要です。
整理券は会場当日配付されますが、なくなり次第受け付けは終了します。国税庁LINE公式アカウントで事前に入手も可。

必用書類が揃っていないと確定申告ができません。
事前に国税庁ホームページなどで必要書類を確認してください。また、確定申告会場に来場せずに自宅からスマートフォンやパソコンで申告することもできます。マイナンバーカードを利用して電子申告する場合は、パスワード(数字4桁及び英数字6~16桁)が必要です。

→ 上尾税務署 (西門前577)

Tel. 048-770-1800 (自動音声案内)

0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル)

住民税の申告

住民税の申告の受付期間は、2月16日(金)~3月15日(金)です。住民税の申告書は、前年度に提出した人などに今月末に発送します。また市民税課(市役所2階)、各支所・出張所で配布、市ホームページからダウンロードもできます。申告書の提出方法は、市民税課に郵送、市民税課にある受付箱に投かん、及び住所別別に設けた会場での申告です。なお、所得税の確定申告をした人は、住民税の申告は原則不要です。

→ 市民税課 (〒362-8501 本町3-1-1)

Tel. 048-775-5131・5132 /

Fax 048-775-9846



国民年金

日本国内に住むすべての人は、国籍に関わらず、20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の人は、国民年金(第1号被保険者)に加入することになっています。加入手続きは不要で、20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から納付書や基礎年金番号通知書が郵送されます。20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要です。上尾市役所、または年金事務所で手続きをしてください。

保険料は月額16,520円(2023年度)です。保険料が納められない場合には、「学生納付特例制度」や「免除

如果文件不足,就不能够申请确定申告。请事先阅览国税厅官方主页等确认必要文件。另外在自己家里用手机或电脑也可以申告。使用个人编号卡进行电子申告时需要输入密码(数字4位及字母序列和数字6~16位)。

→ 上尾税務署(西門前577)

Tel. 048-770-1800 (自動音声引导)

0570-00-5901 (国税相談专门电话)



申报住民税

住民税的申报受理期间为2月16日(星期五)~3月15日(星期五)。对上年度提出的人

将于1月底邮寄住民税申报书。另外住民税申报书备在市民税课(市役所2楼),各支所・出張所。也可以从市官方主页下载・印刷。提出申报书的方法如下:邮寄市民税课,放入设在市民税课的受理箱及到各地区的申报会场直接办理申报。已经办完所得税确定申报的人原则上不需要申报住民税。

→ 市民税課 (〒362-8501 本町3-1-1)

Tel. 048-775-5131・5132 /

Fax 048-775-9846



国民年金

居住在日本的所有的人,不论国籍,除了公司职员・公务员及被抚养的配偶者以外,凡是年满20岁者,必须加入国民年金(第1号保险者)。不需要加入手续,满20岁后大约2个星期以内会收到日本年金机构邮寄的缴纳书和基础年金号码通知书。如果满20岁后过大约2个星期也没有收到国民年金加入通知,就需要办理加入手续。请在上尾市役所或年金事务所办手续。

保险费为每月16,520日元(2023年度)。如果缴不了保险费时,可以利用「学生缴纳特例制度」,「免除制度」和「缴纳犹豫制度」。详细情况请向保险年金课询问。

→ 保险年金课

Tel. 048-775-5137/Fax 048-775-9827

Tel. 048-652-3399 (大宮年金事務所)

「**制度**」、「**納付猶予制度**」がありますので相談してください。

→ **保険年金課**

Tel. 048-775-5137 / Fax 048-775-9827

Tel. 048-652-3399 (大宮年金事務所)

自転車^{じてんしゃ}を安全^{あんぜん}に利用^{りよう}するために

自転車^{じてんしゃ}は道路^{どうろ}交通^{こうつう}法^{ほう}上^{じょう}では「**軽車両**」の扱^{あつか}いで、さまざまな法規^{ほうき}制^{せい}の対^{たい}象^{しょう}になります。自転車^{じてんしゃ}に乗^のるときは、法律^{ほうりつ}やル^るール、マ^まナーを守^{まも}り、安全^{あんぜん}に利用^{りよう}しましょう。

交通^{こうつう}ルール^{じゆんしゆ}の順^{じゆんしゆ}守^{しゆ}

○自転車^{じてんしゃ}安全^{あんぜん}利用^{りよう}五^ご則^{そく}

1. 車道^{しゃどう}が原則^{げんそく}、左側^{ひだりがわ}を通行^{つうこう}・歩道^{ほどう}は例外^{れいがい}、歩行者^{ほこうしや}を優先^{ゆうせん}

ただし、13歳^{さい}未^み満^{まん}の子^こども、70歳^{さい}以上^{じょう}の高^{こう}齢^{れい}者^{しや}、身体^{しんたい}障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}は、自転車^{じてんしゃ}で歩道^{ほどう}を通行^{つうこう}できません。また、「自転車^{じてんしゃ}および歩行者^{ほこうしやせんよう}専用^{ひようしき}」の標^{ひょう}識^{しき}がある場合^{ばあい}や状^{じょう}況^{きやう}的^{てき}にやむを得^えない場合^{ばあい}は、歩道^{ほどう}を通行^{つうこう}できません。歩道^{ほどう}を通行^{つうこう}する場合は、車道^{しゃどう}寄^よりをすぐに停止^{ていし}できる速度^{そくど}で走行^{そうこう}し、歩行者^{ほこうしや}の通行^{つうこう}を妨^{さまた}げる場合は、一時^{いちじ}停止^{ていし}しなければなりません。

2. 交差点^{こうさてん}では信号^{しんごう}と一時^{いちじ}停止^{ていし}を守^{まも}って、安全^{あんぜん}確^{かく}認^{にん}
3. 夜間^{やかん}はライトを点^{てん}灯^{とう}
4. 飲酒^{いんしゆうてん}運^{きんし}転^{てん}は禁^{きん}止^し
自動車^{じどうしや}と同^{おな}じく、お酒^{さけ}を飲^のんで自転車^{じてんしゃ}を運^{うん}転^{てん}しはいけません。また、酒気^{しゆき}を帯^おびている者^{もの}に自転車^{じてんしゃ}を提^{ていきやう}供^{こう}したり、飲酒^{いんしゆうてん}運^{おこな}転^{おそ}を行う恐^{おそ}れがある者^{もの}に酒類^{しゆるい}を提^{ていきやう}供^{こう}したりしてはいけません。
5. ヘルメットを着^{ちやく}用^{よう}
自転車^{じてんしゃ}を運^{うん}転^{てん}する場合は、年^{ねん}齢^{れい}に関^{かん}係^{けい}なく全^{すべ}ての利用^{りよう}者^{しや}が乗^{じよう}車^{しや}用^{よう}ヘルメットをかぶるよう^{つど}に努^{つと}めなければなりません。

- 傘^{かさ}差^さし・携^{けい}帯^{たい}電^{でん}話^わ・イヤホンなどの禁^{きん}止^し
- 県^{けん}内^{ない}で、自転車^{じてんしゃ}を運^{うん}転^{てん}する場合は、自転車^{じてんしゃ}損^{そん}害^{がい}保^ほ険^{けん}などへの加^か入^{にゅう}が義^ぎ務^む化^かされています

自転車^{じてんしゃ}の放^{ほう}置^{ちきんし}禁^{きんし}

市^しでは、駅^{えき}周^{しゅう}辺^{へん}の自^{じてんしゃ}車^{ほうちきんし}放^{きんし}置^{くいき}禁^{きんし}止^{はうち}区^{ほうち}域^{きんし}にある放^{ほう}置^{ちきんし}自^{じてんしゃ}車^{たい}対^{ずい}して、随^{ずい}時^{じけい}警^{こく}告^{ふだ}札^はを貼^はり付^つけ、貼^はり付^つけてか
ら3時^{じかん}間^{けいか}が経^て過^{つきよ}したものは撤^{てつ}去^{きよ}しています。自転車^{じてんしゃ}を

请大家安全地骑自行车

自行车在道路交通法上为小型车辆的一种，受各种法律约制的对象。骑自行车时请遵守法律・规定・礼仪并安全地利用！

遵守^{じゆんしゆ}交通^{こうつう}规^き定^{てい}

○自行车安全利用 5 个规则

1. 原则上自行车得在车道上行走，要行走在车道的左边。人行道为例外，在人行道行走时必需让步行者优先。
但是未满 13 岁的儿童，70 岁以上的高龄者和身体上有障碍的人可以在人行道上行走。另外「自転車および歩行者専用（自行车及歩行者専用）」标识的道路或在不得已的情况下可以在人行道上行走。在人行道时在靠近车道的一边必需保持可以马上停车的速度，妨碍到步行者时必需暂时停车。
2. 在十字路口要遵守交通信号，暂停，确认安全。
3. 在夜间要开灯。
4. 禁止酒后骑自行车。
和开车一样喝酒后不可以骑自行车。对带酒气的人不要提供自行车，对喝酒后也有可能骑自行车的人，不要提供酒品。
5. 戴安全帽。

骑自行车时不管年龄所有的人必需厉行戴安全帽。

○禁止打伞・使用手机・装听克重耳机。

○在县内骑自行车时有义务必需加入自行车损害保险。

禁止^{きんし}违^い规^ぎ搁^{かく}置^ち自^{じてんしゃ}行^{こう}车^{しや}

对在上尾车站周围的自行车禁止地区违规搁置自行车，上尾市随时会贴警告牌，超过 3 个小时就会被撤走。停自行车时请大家利用附近的停轮场。请大家理解协助。

要^{よう}锁^{さく}好^{こう}自^{じてんしゃ}行^{こう}车^{しや}

除了原有的车锁外，建议利用追加钢丝锁，与固定物链接更难以被偷盗。



と きさい ちゅうりんじょう りょう みな
停める際は駐輪場を利用してください。皆さんの
ご理解とご協力をお願いします。
じてんしゃ かなら せじょう
自転車は必ず施錠を
はじめから付いている鍵に加え、ワイヤーロックで二重
に施錠して、さらにワイヤーロックを固定物に連結す
ると、より盗まれにくくなります。

ウインターライブ

と き : 1月27日(土)・28日(日)
午前10時30分～午後4時30分
*28日はドラムがいるバンド限定です。
ところ : イコス上尾ホール
内容 : ポップス・フォーク・ロックなどの市民参加型
の音楽ライブ
定員 : 286人(先着順)
→ イコス上尾(平塚951-2)
Tel. 048-772-1611 / Fax 048-772-1614
<http://www.ageo-kousya.or.jp/ikosu/>

1月のハローコーナー

月曜日の相談

と き : 1月15日、29日
ところ : 市役所第3別館1階
(市役所の向かいの建物)
*第4月曜日(1月22日)は、ハローコーナーはあ
りません。

土曜日の相談

と き : 1月27日
ところ : 市役所5階 501会議室



冬季表演会

日期: 1月27日(星期六)・28日(星期日)
上午10点30分～下午4点30分
*28日表演有鼓演奏者的乐队。

地点: イコス上尾大厅

内容: 流行歌曲・民歌・摇滚乐等市民参加方式的音乐
表演会

定员: 286人(来会场先后顺序)

→ イコス上尾(平塚 951-2)

Tel. 048-772-1611 /

Fax 048-772-1614

<http://www.ageo-kousya.or.jp/ikosu/>



1月的外语咨询服务

星期一的咨询

日期: 1月15日, 29日

地点: 市役所第3别馆1楼(市役所的对面)

*第4周的星期一(1月22日)没有外语咨询服务。

星期六的咨询

日期: 1月27日

地点: 市役所5楼 501会议室



「ハローコーナー」は、外国人市民のための相談窓口です。

時間・言語: 午前9時～正午 英語/スペイン語
午後1時～4時 ス페인語/中国語/ポルトガル語

※ベトナム語の相談は、メールで受け付けています。 <https://www.city.ageo.lg.jp/page/hcnv.html>

電話相談: 048-775-5111 (代表) *交換手に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「你好窗口」是专为外籍市民开设的免费外语咨询服务。

开设时间: 上午9点～12点西班牙语・英语 下午1点～4点西班牙语・汉语・葡萄牙语

*通过电子邮件接受越南语咨询。 <https://www.city.ageo.lg.jp/page/hcnv.html>

电话号码: 048-775-5111(总机) *请向交换台说「ハローコーナーお願いします」

「你好消息」您可以随时在上尾市网站查询・阅览。(<http://www.city.ageo.lg.jp/>) 对于居住在市内的市民、除了上网阅览以外、我们向您还可以免费邮寄给「你好消息」。

→ 上尾市民协动推进课 tel.048-775-4597/fax 048-775-0007/email s53000@city.ageo.lg.jp